規格委員会規程第24条第4項の規定を準用し、高圧ガス規格委員会において意見募集(平成27年6月26日から7月25日まで)を行った結果、次表の左欄に掲げる意見が提出され、 当該意見に対しては、次表の右欄に掲げるとおり対応することとします。なお、次表中に 掲げる「ページ」及び「【対応案】」として記載した文章は、平成27年5月13日開催の液 化石油ガス規格委員会における資料5に対応しています。

また、意見対応(案)に基づく基準改正案の修正は、別添のとおりです。

整理		ご意見	対応案
番号	ページ		
		全般について、法律、政令、省令	液石法例示基準、高圧法例示基準
		等について、公布年や公布番号等	及び基本通達に関しては、公布年
		がカッコ書きされているものもあ	及び公布番号等を記載しており
1	D 1 #h	れば記載のないものもあるので、	ます。
'	P.1 他	いずれかに統一することが望まし	一方、法又は省令については、当
		いです。	該名称のみで一般的にご理解頂
		例:P.1 1.1 b)	けるとの認識から、公布年等の記
		P.1 1.1 注 ¹⁾	載は行っておりません。
		1.1 注 ¹⁾ b) 2)「中間貯蔵場所」の	(1) 中間貯蔵場所の必要性の記載
		必要性が明らかにされていませ	基準ではなく、基準を補うもの
		ん。委員会で説明されたのかも知	として「解説」において、中間貯
		れませんが、基準の中で書いてお	蔵場所の必要性等を新たに追加
		くのはいかがでしょうか。	します。
		①ガス回収・廃棄作業を行う場所	【変更案】P.27 解説 <u>1. c) 2)追記</u>
		ではスペース的に大量のバルク	2) 「1.1 適用範囲」の b)に掲げ
		貯槽を設置できないため、一時	<u>る場合については、(中略)運搬</u>
		的に設置する場合	経路が限定されることになった。
		②バルク貯槽の設置場所に大型車	この運搬経路における中間貯蔵
	P.1—P.2	を入れて搬出することができな	場所の利用として、次の 2.1) 又
		いために、中間貯蔵場所までは	は 2.2) のようなケースが発生し
2		小型車で移動させた後に、大型	た場合は、その活用が考えられ
_		車に積み替えて複数基を運搬す	<u> </u>
		る場合	2.1) 残留ガスの回収又は廃棄作
		以上の2例が考えられますが、い	<u>業を行う場所において、貯蔵す</u>
		ずれにしても、中間貯蔵場所は法	<u>るためのスペースが十分に確</u>
		の対象事業所であり、所定の貯蔵	<u>保できない場合</u>
		量の範囲内に抑えなければならな	2.2) バルク貯槽の設置場所に大
		いことや、保安管理体制のもとで	型車による搬出ができない <u>た</u>
		管理しなければならないことは明	めに、設置先から中間貯蔵場所
		記する必要があると思います。ま	までは小型車により移動させ
		た、中間貯蔵場所に設置した場合	た後に、大型車に積み替えて複
		の漏洩確認や転倒防止固定方法に	<u>数基を運搬する場合</u>
		ついても言及する必要があると思	
		います。さらに、上記②のような	(2) 中間貯蔵場所の高圧法に係る

			##
		場合は車載のままで置くことにな	基準に関して
		りますが、法的にはどのような位	本基準は主にバルク貯槽を設
		置づけになるのか不明なところが	置先から取外し、車両で移動し運
		あると思います。これを認めるの	搬先に到着するまでの作業につ
		か否かが明らかでありません。な	いて基準を規定しています。一
		お、「中間貯蔵場所」で仮置きされ	方、運搬先に到着した後のバルク
		たバルク貯槽は「容器」の扱いに	貯槽の貯蔵に係る事項について
		なると思いますので、容器として	は、「バルク貯槽及び附属機器等
		の基準を適用させる必要がありま	の告示検査等前作業に関する基
		す。	準(KHKS 0841) J2.2.4.3、2.2.10.9
			で規定しております。
		2.2.1.2 b)、「原則」ではなく、「可	液石法での使用例を確認したと
		能な限り」の表現のほうが良いと	ころ、「原則」が使用されていま
3	P.6	思います。前者は考え方をいって	すので、法令に倣い現行のままと
		いるのみですが、後者は結果につ	いたします。
		いても含んでいると思います。	
		2.2.2.1 d) 注 ⁵⁾ 、4 行目、「つり上げ	P.7 2.2.2.1 c) では、「クレーンを
		荷重」は、「充填液を含めたつり上	用いてバルク貯槽をつり上げる
		げ荷重」のように具体的にわかり	作業は、」とあり、この場合事業
4	P.8	やすく示す。	者はバルク貯槽内に存在する液
			化石油ガスの量は把握している
			と考えられる。このため、現行の
			ままといたします。
		2.2.2.1 f) 注 ⁶⁾ 、竪置き式の貯槽は	昨年度の経済産業省委託事業に
		道路法の車両高さ制限を越えない	おいて複数基のバルク貯槽を移
		ことも確認する必要があると思い	動する際の制限事項等を調査す
		ます。製造時の設計では当然考慮	る事業の報告書において、自動車
		されていると思いますが、使用中	により安全に貨物を輸送する際
		 に変更があって制限を越えている	には、「荷物の積付け」、「固縛」、
5	P.8	可能性もあるかと思われます。	「運転方法」が重要であることが
			示されています。この中の「荷物
			の積付け」では偏荷重が生じない
			ように積み付けを行うことが特
			に重要であるとのことから、当該
			部分を本基準として規定してお
			ります。
			7 0 7 0

			車両の高さ制限や幅等の道路
			交通法に定める基準については、
			P.14 2.2.2.3 q) に道路交通法等の
			法令を遵守するに包含されてい
			ると考えています。
		2.2.2.2 a) 1)、当該熟練者の立会い	ご指摘のとおり変更します。
6	P.8	のもと行う → 当該熟練者の立	【変更案】
	1.0	会いのもとで行う	当該熟練者の立会いのもと <u>で</u> 行
			う
		2.2.2.3 k) 注 ⁸⁾ 、複数のバルク貯槽	高圧法液石則基本通達において、
		を同一車両で移動する場合は、質	バルク貯槽は容器として取り扱
		量が 3000kg 未満の場合について	い高圧法液石則第 49 条の基準を
		も移動監視者の有資格者に限定す	遵守すると規定されたことから、
	P.13-P.15	るべきです。車両が大きくなるだ	基本通達で明確化された告示検
7		けでなくリスクが大きくなり異常	査又は廃棄の場合の移動につい
7		時には迅速的確に対応する必要が	ては、液石則第 49 条の移動の基
		あるとともにそのための責任が発	準の遵守が前提であると考えて
		生するためです。	います。このため、法令どおり質
			量 3000kg 以上について、移動監
			視者の有資格者を求めておりま
			す。
		「2.2.3LP ガスの回収・・・」及び	ご指摘のとおり修文します。
	P.15	「2.2.3.1LP ガスの回収・・・」の	【変更案】
_		 箇条番号(2.2.3)とタイトル(LP ガ	2.2.3LP ガスの回収·廃棄作業
8		スの・・・)の間は1字空ける。	及び保管等
		·	2.2.3.1 LPガスの回収·廃棄作業
			及び保管等
			JIS Z 8301「規格票の様式及び作
9	P.18 P.21 P.25 P.26	 部ではない。」は、本来これは基準	成方法」及び高圧ガス保安協会の
		 であって規定ではないので「基準」	技術基準の制定等に関する規程
		とすべきではないでしょうか。	を確認し、以下のとおりといたし
			ます。
			附属書(参考)については、「規
			定の一部ではない。」とし、解説
			については、「基準の一部ではな
			い。」とする。
			~ 01 C \ 00

		附属書 B B.4 a)の「当該出口の周	ご指摘のとおり、解説に追加しま
		囲 8m以内に火気がないことを確	す。
		認する。」は、現行が 5m以内であ	【追加案】 <u>4. 「附属書 B B.4 供</u>
		ることより制限範囲が変更されて	給管等内部の LP ガスを大気中に
10	P.22	いますので出典等明確にしておい	放出すること」について
		ていただきたい。(解説等にでも)	高圧法液石則第 60 条に定める
			廃棄に係る技術上の基準を準用
			し、火気との距離については、8m
			以内に火気がないこととした。
		1.1 適用範囲の「貯蔵能力 3000kg	(1)「貯蔵能力 3000kg 未満」は高
		未満」と 2.2.2.3 m)の「質量 3000kg	圧法特定設備検査規則関係例
		以上の LP ガスを移動するとき」に	示基準別添3に定める基準(内
		ついては、未満と以上、質量と貯	容積が 7.05 ㎡未満)を準用し
		蔵能力が混在して誤解を招く恐れ	た基準であり、従来の移送基準
		はありませんか。定義等を明確に	においても規定されています。
		しておいていただきたい。(解説	一方、「質量 3000kg 以上」は高
		等にでも)	圧法液石則第 49 条第 8 号の基
		又、今回の変更で、積載基数は複	準を準用しているが、当該基準
	P.1 P.13	数基可となりますが、積載荷重(質	についてはバルク貯槽の移送
11		量)の上限規定は必要ないのでし	に係る事業者には一般的に認
		ょうか。貯蔵能力との関係がわか	識された内容であると考えて
		りづらいと思います。	います。このことから、解説等
			での明確化は必要ないのでは
			と考えています。
			(2) 積載数の上限については、P.7
			2.2.2.1 a) 「車両の最大積載量
			を超えて積載しないこと。」と
			規定していることから、積載数
			の上限を別途基準として設け
			る必要はないと考えます。
	P.8-P.11	2.2.2.2 車両上におけるバルク貯槽	2.2.2.2 a) 3)「複数基のバルク貯
		の固定方式に、2又は3基の固定例	槽を積載するときは前記 2) に
12		図を示しては如何ですか。(タン	定める方法により1基ずつ確実
		ク間距離、ロープ等の固縛方法)	に車両の荷台に固縛する。」と
			規定しているため、複数のバル
			ク貯槽を積載する場合におい

	ても本基準に例示している車
	両積載例が参考になると考え
	ます。

高圧ガス規格委員会意見対応案に基づく LP ガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0840)改正案の修正(案)(新旧対照表)

修正案	現行案
2.2.2.2 車両上におけるバルク貯槽の固定	2.2.2.2 車両上におけるバルク貯槽の固定
次の a)及び b)に掲げるとおり実施する ⁷⁾ 。	次の a)及び b)に掲げるとおり実施する ⁷⁾ 。
a) 車両に積載されたバルク貯槽は、運搬時の振動又は衝撃によって動かないように、次の 1)から	a) 車両に積載されたバルク貯槽は、運搬時の振動又は衝撃によって動かないように、次の 1)から
4)までに掲げるとおり実施する。	4)までに掲げるとおり実施する。
1) から3) まで(略)	1) から 3) まで(略)
4) バルク貯槽の荷台への固縛は、当該作業に係る熟練者が行うか又は当該熟練者の立会のもと	4) バルク貯槽の荷台への固縛は、当該作業に係る熟練者が行うか又は当該熟練者の立会のもと
<u>で</u> 行う。	行う。
2.2.3_LP ガスの回収・廃棄作業及び保管等	2.2.3 LP ガスの回収・廃棄作業及び保管等
運搬先の事業所におけるバルク貯槽内の LP ガスの回収・廃棄作業及び当該バルク貯槽の保管等	運搬先の事業所におけるバルク貯槽内の LP ガスの回収・廃棄作業及び当該バルク貯槽の保管等
は、次の 2.2.3.1 及び 2.2.3.2 に定めるところに従って行う。	は、次の 2.2.3.1 及び 2.2.3.2 に定めるところに従って行う。
2.2.3.1LP ガスの回収·廃棄作業	2.2.3.1 LP ガスの回収·廃棄作業
(略)	(略)

KHKS 0840

LP ガスバルク貯槽移送基準

解説

この解説は、基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、基準の一部ではない。

1. 「1.1 適用範囲」について

a)及び b) (略)

c) 移送基準が適用できる運搬経路の制限

移送基準では、主に次の 1)及び 2)の理由から、適用範囲に定めるとおり、運搬経路の制限を 設けることとした。

- 1) (略)
- 2) 「1.1 適用範囲」の b)に掲げる場合については、「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)」の「(3)液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係及び第49条関係の規定において、告示検査を実施する場合又は告示検査を実施せずにバルク貯槽を廃棄処分する場合の運用解釈が明確化されたため、運搬経路が限定されることになった。

この運搬経路における中間貯蔵場所の利用として、次の 2.1) 又は 2.2) のようなケースが 発生した場合は、その活用が考えられる。

- 2.1) 残留ガスの回収又は廃棄作業を行う場所において、貯蔵するためのスペースが十分に確保できない場合
- 2.2) バルク貯槽の設置場所に大型車による搬出ができないために、設置先から中間貯蔵場所

KHKS 0840

LP ガスバルク貯槽移送基準

解説

この解説は、基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、規格の一部ではない。

1. 「1.1 適用範囲」について

a)及び b) (略)

c) 移送基準が適用できる運搬経路の制限

移送基準では、主に次の 1)及び 2)の理由から、適用範囲に定めるとおり、運搬経路の制限を 設けることとした。

- 1) (略)
- 2) 「1.1 適用範囲」の b)に掲げる場合については、「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)」の「(3)液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係及び第49条関係の規定において、告示検査を実施する場合又は告示検査を実施せずにバルク貯槽を廃棄処分する場合の運用解釈が明確化されたため、運搬経路が限定されることになった。

までは小型車により移動させた後に、大型車に積み替えて複数基を運搬する場合	
2. 「2.2.2 移送作業」について (略)	2. 「2.2.2 移送作業」について (略)
3. 「2.2.3.1 LP ガスの回収·廃棄作業」について (略)	3. 「2.2.3.1 LP ガスの回収・廃棄作業」について (略)
4. 「附属書 B B.4 供給管等内部のLPガスを大気中に放出すること」について 高圧法液石則第 60 条に定める廃棄に係る技術上の基準を準用し、火気との距離については、8m	
以内に火気がないこととした。	